

メルボルン大学法学部卒業生の職業選択と

法曹資格取得に関する規則

—— 転職および職業選択における決定要因^① ——

ステーシー・ステイール^②

福井 康 太／監訳

一 はじめに

1 オーストラリアの法学部卒業生の職業選択とその決定要因

本稿の目的は三つある。第一に、オーストラリアにおける法曹資格取得に関する規定の概要を説明することである。^③これは、日本のシステムとは大きく異なっている。第二に、伝統的な法曹の職務内容を変化させたいいくつかの要因が、法学部卒業生の職業選択にも影響を与えていることを知ってもらうことである。最後に、法学部卒業生が、

自分たちの法学士号を、卒業後どのように生かしているのかを四つの実例を通して紹介することである。

これら三つの目的すべてについて、オーストラリアにおける法学部卒業生の職業選択の決定要因というテーマの下に議論していく。オーストラリアの法学部卒業生の職業選択は、最初に職業を選ぶ段階では、法的制約や職業需要といった外的要因に従って決められることが多い。卒業生は、法曹資格を取得することができるかどうか、そして出来るだけ良い指導を受けることができるかどうかという点について不安を抱いている。しかしながら、初めての實務訓練を受けた後に、自分が長く続けていこうとする職務を選ぶ際には、最初に職業を選択する場合よりも多くの選択肢があるので（驚くべきことではないが）、個人的な目標や優先事項を反映させている。

二〇〇四年に法科大学院が設立された日本でも、これから弁護士の数が増えることが期待されている。そうだとすれば、司法研修所を修了したにもかかわらず、就職先のない弁護士の数も増えてくるのだろうか。そのために、オーストラリアの職業選択情報が役に立つのであれば、幸いである。

二 オーストラリアの法学部卒業生の職業選択における主要な決定要因

2 背景

下記2-2において述べるとおり、オーストラリアの法学部卒業生の大多数は、法曹としての資格を得ることができる。日本のようなシステムに比べて、簡単に法曹としての資格を得ることができるということは、オーストラリアの法学部卒業生が最初に職業選択するにあたり、大きな動機付けとなる。これは法学部卒業生全てに開かれている選択肢であるが故に、大半の学部生が、最初の仕事として開業法律事務所勤務するかどうかにかかわらず、法曹資格を取得する。本節では、法学部卒業生が、ヴィクトリア州において、どのようにして法曹となるのかを説

明する。ここでは、法曹資格取得への鍵を握る新たな専門家認定団体の出現により影を潜めつつある、市場主導型の伝統的アプローチが卒業生の職業選択に及ぼす影響にスポットを当てる。

2-1 オーストラリアでの法曹資格取得における連邦制度の役割

オーストラリアは六つの州と二つの準州から成る連邦国家である。各州および各準州は、それぞれ独自の行政、裁判所、法律、そしてとりわけ興味深いことに、独自の法曹制度をも有している。今日のオーストラリアで法曹になるためには、法学部卒業生は、各人が実際に働こうと考えている州または準州において法曹資格を得る必要がある。なお、法曹資格を得るための要件は各州・準州により異なる。我々は、ヴィクトリア州のシステムに最も精通しているため、ヴィクトリア州における資格取得の要件に焦点を当てて紹介したい。⁽⁶⁾ なお、どの州・準州においても、これまで司法試験が行われたことがないというのは、特筆すべき日本との差異であろう。

2-2 ヴィクトリア州における法曹資格取得の要件

ヴィクトリア州における法曹資格取得の要件は、ヴィクトリア州最高裁判所が公布した規則で定められている。⁽⁷⁾ この規則では、法曹資格を得るためには、学業要件および実務要件が必須であることが明確に定められている。⁽⁸⁾ 参考までに、ヴィクトリア州において法曹になるための要件を示した図表を巻末に添付した。⁽⁹⁾

2-2-1 学業要件

ヴィクトリア州の五つの大学で、指定された一科目の単位⁽¹⁰⁾を取得した上で法学士の学位を取得することが、ヴ

イクトリア州における資格取得のための基本的な学業要件である。これらの科目は「プリーストリー一科目」と呼ばれ、オーストラリア全土の法学部（および法科大学院）ではこれに合わせて必修科目が決められている。⁽¹¹⁾ プリーストリー一科目を構成する科目は、以下の通りである。

刑法および刑事訴訟法

不法行為法

契約法

物権法（動産および不動産）（トーレンズ式権原登記制度を含む）

エクイティ（信託を含む）

行政法

連邦および州の憲法

民事訴訟法

証拠法

法曹倫理（基本的な信託勘定に関する責任を含む）⁽¹²⁾

会社法

2-2-2 実務要件

現在のところ、法曹資格取得規則は、市場需要に基づく伝統的アプローチである「Articles of Clerkship」(PL

T「法実務教育プログラム」との混同を避けるため、以下「アーティクル」と呼ぶ)、ならびにアーティクル離れを後押ししている「PLT」という二つの資格取得方法について規定している。ヴィクトリア州においては、現在三つのPLTプロバイダーしかなく、各プロバイダーの受入人数は限られている。ヴィクトリア州においては、アーティクルが依然として最も一般的な法曹資格取得の方法である。¹³⁾

アーティクルとは、定められた期間、一定の地位を有する経験豊かな法曹の監督下で(たいていは法律事務所において)働くことである。法学部卒業生は法曹資格を得るために実務修習を完了しなければならぬ。アーティクル生として受け入れられるかどうかをめぐって法曹需要に基づく参入規制が行われてきた結果、どれだけ卒業生が法曹資格を取得することができるかは市場の需要により決まっていた。このシステムの下では、職業に就くことができる法曹の数は、法曹需要によって決まる。アーティクル生 (articled clerks) として受け入れられる卒業生の数がすなわちこの方法により新たに法曹になることができる者の数なのである。二〇〇四年には、ヴィクトリア州に五つある法学部において、およそ一五〇〇人の学生が法律を学び始めている。¹⁴⁾だが、二〇〇三年には、アーティクル生の枠は六二人分しかなかった。このことは、伝統的アーティクル・モデルの下では毎年約八五〇人の卒業生がアーティクルを受けることができず、したがってこの方法では法曹資格を取得することができないということを意味する。多くのオーストラリアの州・準州において、市場の需要に基づくアーティクル・モデルから、PLT(法実務教育プログラム)として知られる、より集中化され、管理の行き届いたモデルへの移行が続いている。伝統的モデル離れの理由には、アーティクルにおける法曹教育の質が一定していないことに加えて、伝統的システムの下でアーティクルを見つけないことができない多くの卒業生の受け入れ先が必要であるとの認識がある。

PLTとは、通常、法律関連分野で一定期間の職業体験を積むことを含む実務教育のコースである。ヴィクトリ

ア州における三つのPLTプロバイダー⁽¹⁵⁾は、実務教育に関して、それぞれわずかではあるが異なるアプローチを採用している。一般的に、法実務教育には、六ヶ月の全日制コースに相当する教育、および、法律事務所での一定期間の実務体験が含まれる。このように実務的な職業を体験することが要件とされていることは、市場の需要と法律に関連した仕事を見つけることが以前ほど重要ではなくなってきたとはいえ、オーストラリアで法曹になる資格を得るために、依然として重要な役割を担っていることを意味する。

2-2-2-1 アーティクル

ヴィクトリア州においては、アーティクルの期間は一二ヶ月であり、フルタイム勤務である。

実務修習は、筆頭法曹の監督の下、法律事務所勤務する。監督法曹は実務修習の間、アーティクル生が適切で一貫した指導を受けられる状態を確保する責務を負う⁽¹⁶⁾。具体的には、監督法曹は以下の分野に関してアーティクル生が適切な実務訓練と指導を受けているかどうかの確認をする。

- (i) 法曹倫理および職業責任
- (ii) 仕事の管理
- (iii) 法律文書作成
- (iv) インタビューおよびコミュニケーション技術
- (v) 交渉と紛争解決
- (vi) 法的分析と調査

(vii) 弁護

(viii) 法学教育評議会が指定したその他の分野⁽¹⁷⁾

2-2-2-2 PLT (法実務教育プログラム)

PLTコースは、PLT修習生が法実務に必要な実務的な技術を身につけることを目的としている。例えば、レ
オIIカッセン研修所でPLTコースを履修する場合のコース内容は、以下のとおりである。⁽¹⁸⁾

- 1 行政法実務
- 2 弁護―一般、民事および刑事
- 3 簡易裁判所、州裁判所、州最高裁判所および連邦裁判所における民事訴訟実務、並びに民事執行
- 4 商号、小規模会社における売買、パートナーシップ、商業用不動産の賃貸借を含む商事実務
- 5 会社法実務
- 6 補償制度
- 7 消費者法
- 8 不動産譲渡契約
- 9 刑事手続
- 10 雇用と労働法
- 11 法曹倫理

- 12 家族法実務（連邦法および州法の家族法）
- 13 税法
- 14 信託
- 15 遺言法および相続財産管理

必要とされる職業体験の期間および職業体験先をPLT修習生が確保できるかどうかについては、各PLTコースによって実に様々である。⁽¹⁹⁾しかしながら、PLTコースにおける職業体験の期間は、アーティクルで必要とされる二ヶ月よりもはるかに短い。

PLTコースは、受講生を指導している者からさえ、法曹資格を得る以前に新卒者に十分な職業経験を与えていないと批判されてきた。アーティクル制度のもとで、しばしばPLTコースは時代遅れで、その有効性に問題があり、「明らかな限界」に達していると論じられているが、さらに、オーストラリア国立大学のPLTコースで教鞭を執り、「熱血PLT教員」との威名を持つセルビー教授もまた、「PLTコースでの講習がオーストラリアで始められた一九七一年に革新的であったことも、二〇〇六年には末期的である」と指摘している。⁽²⁰⁾教授によれば、例えばPLTは職業上最も重要な課題の一つである受講生の専門化に役立たず、さらに就職後の訓練を必要とする。セルビー教授は、この問題の解決の一つのあり方は、PLTを卒業後法曹資格取得までの間に行われるアーティクル制度の代替物として実施するのではなく、むしろ就業法曹に対してPLTを受講させることだと論ずる。だが不運なことに、まもなく実現されるヴィクトリア州の改革にセルビー教授の問題意識が反映されることはなさそうである。⁽²¹⁾

2-2-1-3 さらに法廷弁護士資格を取得するための要件

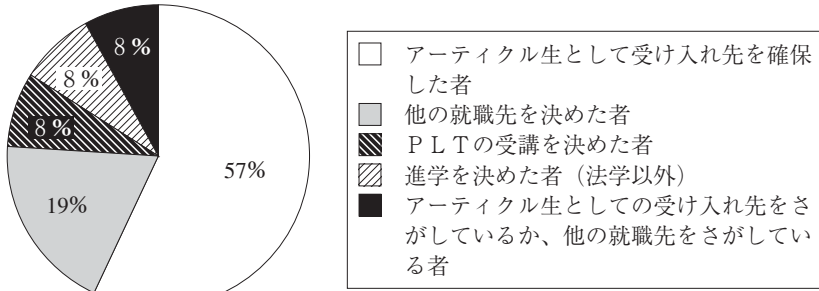
本節では、法廷弁護士 (Barrister) の資格取得制度について詳しく説明する余裕はないが、簡単に紹介しておく。法廷弁護士になるためには、以上で説明した法曹資格 (Solicitor) を取得してから、法廷弁護士の要件を満たすための課程をさらに修めることが必要である。法廷弁護士資格にも実務要件と学業要件があるが、これを満たすために、法廷弁護士として一〇年以上の経験のある弁護士のもとで、*Readership* と呼ばれる九ヶ月間の研修を受けなければならない。⁽²²⁾

2-1-3 法学部生の卒業後の希望進路

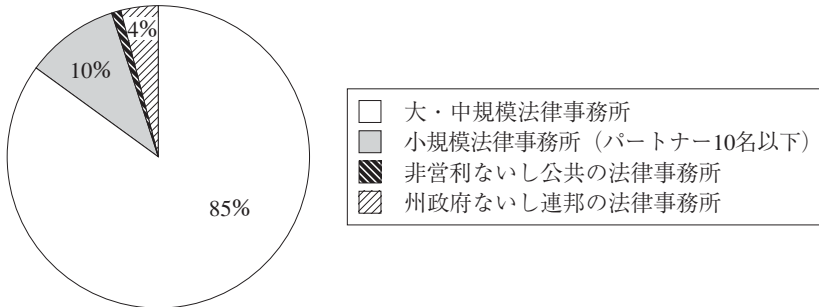
上記のとおり、法曹になるための方法が二つあることにより、オーストラリアでは法学部卒業生が高い割合で法曹になることができる。それ故、多くの法学部生にとって、法曹資格を得ることは大変現実的な選択肢である。長期的な意味合いでは法曹になることが目的でない場合でも、依然として大半の卒業生が法曹資格を取得することを望んでいる。⁽²³⁾

一九九五年に、オーストラリアの法学部生を対象に、卒業後の希望進路についての全国調査が行われた。この調査では、卒業を控えた法学部生の七八%が法曹資格を得るつもりであると答えた。⁽²⁴⁾一九九五年の調査から既に一〇年以上が経過しているが、メルボルン大学において卒業を控えた学生を対象として行った最近の調査においても、同様な傾向が見られた。この調査は二〇〇六年一〇月に行われ、一四四人から回答が得られた (回答者の五%は留學生である) ものであるが、⁽²⁵⁾ 調査の結果 (図1、進路を参照)、五七%が既にアーティクルの受け入れ先を確保しており、八%がPLTコースを履修する予定であることがわかった。⁽²⁶⁾ 他の就職先を決めたのはわずか一九%であり、

図Ⅰ 進路



図Ⅱ 事務所の種類



その中には法曹資格の取得をあきらめていない者もいた。⁽²⁷⁾ 調査者によると、他の就職先とは、会計事務所、経営コンサルタント事務所、投資銀行、工業、政府機関などであった。この最近の調査結果から、依然として法学部卒業生の過半数が法曹の資格取得を希望していることがわかった。

そして、そのアーティクルの受け入れ先の学生の統計を見ると、ほとんどの卒業生が大手の事務所に就職できたことが確認されている。

二〇〇七年三月に行われた同様な調査は、回答者の七二%がアーティクル生として受け入れられており、そのうちの多数（六三%）が大規模法律事務所にアーティクル生のポジションを得ていることを明らかにしている。PLTコースを履修しようと考えている法学部生の数は、たった四%に留ま

っている。回答者の一六％は法律職以外の新卒職が決まっており、そのうちの多数（六四％）が投資銀行もしくはコンサルティング会社で働くとしている。この統計調査はオーストラリアの好景気を反映するものと言えよう。法学部生の約三六％がこの調査で回答している。

メルボルン大学もまた、全学生に対する卒業後の進路に関する統計調査を実施している。⁽²⁸⁾毎年、オーストラリア・大卒キャリアアセンター（Graduate Careers Australia）の支援のもとに、全オーストラリアの各大学によってデータが集計されている。全国統計調査の目的は「課程修了後四ヶ月目の基準調査日―すなわち一〇月三十一日かその翌年四月三〇日のいずれかに―に、その年の法科大学院修了生と法学部卒業生から、彼らがどのようなタイプの仕事、研究、その他の活動に従事しているかを明らかにすることにある」⁽²⁹⁾。確かに、統計調査は卒業後の進路の限られた一面を映し出すに過ぎないが、メルボルン大学は統計調査から得られたデータを進路計画、「学生進路の質的保証および成果報告」⁽³⁰⁾に役立てるために用いている。二〇〇五年の統計調査（これは二〇〇四年の卒業生に焦点を合わせている）の回収率は、法学部卒業生（undergraduate students）のもので五七％、法科大学院修了生（JD students）のもので五四％であった。⁽³¹⁾メルボルン大学では法科大学院の修了生の人数が法学部卒業生の人数と比べてわずかであることに鑑み、法学部卒業生の調査結果に焦点を当てている。

この点、統計調査に応じた法学部卒業生たちの九四・一％が、課程修了後四ヶ月以内にフルタイムの雇用を得ていると述べている。⁽³²⁾回答した法学部卒業生の九九％が、「アーティクル生」、「見習法曹」、「リーガル・アシエイト」といった最も一般的な肩書で、「法曹」として働いていると答えている。⁽³³⁾このことは、ほとんどの卒業生が法曹資格取得を目指して働いていることを意味している。さらに、法学部卒業生の大多数（七二・八％）が、自分の仕事が終わるまで学んできた課程と直接に関連していると答えており、このことはまた、彼らが法曹界で働いている

ことを示唆している。異なる専門を反映する他の肩書としては、「アナリスト」、「ビジネス・アナリスト」、「コンサルタント」、「見習税務官」、「国際税務コンサルタント」、「政策担当官」、「リサーチ・エコノミスト」といった肩書が含まれている⁽³⁴⁾。

メルボルン大学法学部の学内統計調査結果と同様に、大学全体の統計調査もまた一九九五年全国統計の結果を裏付けている。データ分析から浮き彫りになる一つの懸念は、自分の就いている職に「十分満足している」と回答しているのは、統計調査に応じた法学部卒業生の六一・五%に留まっていることである。残りの回答者の三三・六%は「やや満足している」と回答し、四・九%は「全く満足していない」と回答している⁽³⁵⁾。多くが見習法曹として働いている法学部卒業生の職業満足度の低さを示すこの調査結果は、メルボルン大学法学部卒業生の法曹キャリアの行く末にとって望ましいものではない。

これからずっと法曹の仕事を続けるつもりであるにせよ、今後のキャリアへの踏み台にすぎないと考えるにせよ、法曹資格取得は一つの重要な選択肢であることを学生が自覚しているということが、この統計調査から窺える。法曹資格を取得する機会に恵まれているということが、法学部卒業生が職業を選択する際の重要な動機付けとなっており、その結果、多くの卒業生が法曹資格を取得している。では、法曹資格取得者は生涯、法曹に留まっているのだろうか？

三 法学部卒業生が生涯の職業を選択する際の決定要因

3 法曹資格取得者は皆どこへ行ってしまうのか？

興味深いことに、一九九五年調査において、法曹資格取得を希望していた者の多くは、法曹を続けるつもりがな

かった。回答者の二〇%以上が、五年以内に法曹の職を離れるつもりでいた。⁽³⁶⁾このような法学部卒業生にとっては、法曹資格取得は今後のキャリアにおける足がかりに過ぎない。資格取得後、法曹職を離れる理由は様々であるが、法曹を続ける上で制約があったとか、他の仕事をする機会に恵まれたとか、そもそも初めから法曹職にとどまるつもりがなかったなどの理由が挙げられる。オーストラリアでは、とりわけ、法曹を続ける上で制約があること、および、法律とは直接関連のない分野や海外における雇用機会が拡大していることが二つの大きな理由である。この件に関しては、本稿の執筆のためにインタビューを行った人々の経歴について触れる際に明らかにしたい。

3-1 法曹を続ける上での制約

法曹を続ける上での制約には以下のようなものがある。

①法律事務所における伝統的なパートナーシップ構造の変化。オーストラリアの法曹市場は飽和状態であり、大手の法律事務所におけるパートナーの人数は、収益を上げる分野のみを専門的に取り扱っている事務所であればあるほど、わずかではあるが減ってきている。

②二一世紀における法的サービス需要と、家族とのプライベートな生活とのバランス。日本と同様に、オーストラリアにおいても、いわゆる「仕事とプライベートのバランス」(Work Life Balance)が話題になっている。オーストラリア人は仕事熱心である。いくつかの調査によれば、最近のオーストラリア人はいまだかつてないほど、よく働いている。このような状況の中、多くのオーストラリア人が、どのように仕事とプライベートな生活とのバランスをとればよいのか悩んでいる。⁽³⁷⁾

③法学部生は、家族や学校、友人の期待に応えて法学を学び始めていることが多い。仕事に就いた後、彼らはそ

のような期待を乗り越え、自分の生き方を見出す⁽³⁸⁾。

このような傾向については、インタビュウを受けた人々の話の中にも見受けられる。

3-2 その他の雇用機会

オーストラリアにおいて、法曹離れが起きているもう一つ別の重要な理由は、彼らの持つ法学士号が有用であることである⁽³⁹⁾。法学士号を取得すれば、企業内法曹として海外で働いたり、また法律に関係のない分野の職業に就いたりすることも可能なのである。しかしながら、それでも八〇%以上の法学部卒業生は法律関連の仕事に就く⁽⁴⁰⁾。しかもそのうちの大多数（七〇%以上）は法律事務所で働く。だが、最近の新聞記事は、開業法律事務所における若手法曹を対象とする調査で、彼らの多くが長時間のタイムチャージに不満を感じており⁽⁴¹⁾、仕事の満足度も低い⁽⁴²⁾とする統計結果を報じている。いずれにしても、果たしてこの数字が五年後にも当てはまるのかどうか興味のあるところである。

四 ケーススタディ

4 ケーススタディの説明およびインタビュウを受けた人々の紹介

本節では、法曹資格取得後も、オーストラリアで開業法律事務所所属の法曹として実務に携わっていない人々の中から、四人の実例をまとめた。これら四人のストーリーを通して、これまで説明してきたモデル的かつ統計的な情報をより实际的に理解し、伝統的な法律関連職以外にも興味深い職業があることを知ってもらえれば嬉しく思う。

氏名	クレイグ・ロイド	
職業	主任法曹、企業法務グループ	
組織	オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）、 www.anz.com	
大学	アデレード大学卒業、法学士号（優等）、一九九三年	
法曹資格	法実務研修修了証書（六ヶ月間の資格取得コース）一九九四年九月（南オーストラリア）	
年齢	三五	
キャリアを積む上で重点を置いていること	家族との生活、最終目標を考慮すること、色々試してみること（計画的にせよ偶発的にせよ）。一般法曹として働いたことはいい訓練であった。	

「現在の職を得たのは全くの偶然であった」

クレイグ・ロイド、インタビュー実施日：二〇〇六年五月二九日

クレイグは、商事を専門とする企業内法曹であり、オーストラリアの四大銀行の一つであるオーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）に勤務している。ANZに入社する前は、アデレードとメルボルンにおいて金融財政を取り扱う法曹として働いていた。

クレイグは一九九〇年にアデレード大学において法律の勉強を始め、一九九三年に卒業した。一九九〇年に法学部で勉強を始めた時点で彼は既に経済学部の課程を一年終えていた。⁽⁴³⁾ 経済学士号は一九九一年に取得している。

クレイグは、一五歳のころから法曹になりたいと思っていた。彼は、ジョン・モートイマーの小説（BBCで「Rumpole of the Bailey」の題名でテレビシリーズ化されている）のキャラクターである法曹ホレイス・ランポールに影響を受けた。⁽⁴⁴⁾ランポールは、無愛想な年老いた法廷弁護士で、軽微な事件を起こした怪しげな犯罪者達の代理人を務め、事務所ではいつも同僚たちと闘っている。なかなか面白いロールモデルである！

法学部生の間、クレイグは刑法の勉強に熱をいれ、刑法について優秀な論文を書いていた。その一方、彼は商法関連の科目の勉強も怠らなかった。商法に興味を持っていたことは経済学士号を取得するのに役立った。クレイグは、二つの学士号を取得して専門の幅が広がったことは価値あることだと思っていたが、自分がデイベートや弁護よりも、商業上の問題解決や分析に向いていることにも気付いていた。

クレイグは、最終的に刑法でなく商法を専門とすることにした。彼が、自分の長所に合った決断をしたのは明白であるが、クレイグの選択は実は計画的というわけではなく、むしろ偶然であった。彼は、卒業後の夏（一九九三年一月から一九九四年一月）に、アデレードにある指折りの商取引を得意分野とする法律事務所フィッシャー・アンド・ジェフリーズでの夏期／冬期研修（seasonal clerkship）を終えた。その際、彼は、刑事専門の事務所よりも商事専門の事務所の方が職業体験の機会を得やすいことを知った。資格取得に必要なコースを終えた後、一九九四年七月から同年一月までフィッシャー・アンド・ジェフリーズに誘われて、事務職員として商事訴訟業務に携わった。その後一九九五年に同事務所で見習法曹として働くことになったのは自然な流れであった。法曹としての彼の最初の職場は、金融部門であった。商事訴訟代理人として働くつもりであったクレイグは、当初、この部門に在籍するのは部署を異動するまでの六ヶ月位であろうと思っていた。しかしながら、彼のキャリアは少しずつ期待せぬ方向へと進んでいった—というのも、同僚が事務所を去ったため、クレイグは、そのまま金融部門に残らない

かという誘いを受けたのだ。彼はその誘いを受けることにした。

一般の商事業務や訴訟業務もこなしながら、クレイグは結局四年の間、金融法曹として働いた。彼はあるパートナーと一緒にいつも仕事をしており、そのパートナーと共に金融事案に関する事務所の仕事のやり方を確立していた。クレイグは金融法の問題解決の仕方が気に入っていたし、裁判のスケジュールや手続により生じる様々な制約にしばられないことも有り難かった。

一九九八年の後半、クレイグは、法律職の採用担当者からメルボルンで働かないかとの誘いを受けた。彼は自分の将来についていくつかの事務所と話し合ったが、最終的にブレイク・ドーン・ウォードロン法律事務所（BDW）への転職を決めた。一九九九年一月のことだった。クレイグは、数年後にシニア・アソシエイトに任命された。

二〇〇五年七月にはBDWを辞め、現在の職であるANZの企業内法曹になった。HSBC銀行オーストラリアにBDWから出向していた二〇〇三年一月から二〇〇四年の九月の間に、クレイグは自分の将来について具体的に考え始めた。この間に、彼は自分が企業内での実務に向いていると思ったことに加えて、企業内法曹が必要とする技術についての大切な知識と経験を得られたからである。企業内法曹になる秘訣は、自分が従事するビジネスに不可欠な専門知識を広げていくことだと、クレイグは述べている。

クレイグの意見によれば、企業内法曹には、一般法曹に比べ、いくつかの利点がある。第一に、企業内法曹は、自分が行う法律相談などの業務についてのマーケティングをする必要性が少ないこと、そして、新たな顧客を獲得するプレッシャーがないことが挙げられる。第二に、事務処理業務がそれほど多くないこと、そして、請求書の作成、交渉費用や時間の記録などの心配をしなくてよいことが挙げられる。第三に、企業内法曹が扱うクライアントは全て同じ組織内で働いているため、一度に数名の顧客を相手に業務をこなす必要がないことである。最後に、企

業内法曹であれば、仕事のスケジュールが予測可能であることが挙げられる。一般法曹の時は、勤務時間や休日などを自分でコントロールすることがままならなかった。

企業内法曹であることの利点は述べた通りであるが、商事事案を扱う大手の法律事務所であることができる技術と訓練は、若い法曹にとつてとても価値あるものだとクレイグは今でも思っている。フィッシャー・アンド・ジェフリーズ法律事務所およびBDWにおいて出会った指導者達のプロ意識と最先端の法律業務は彼にとつて価値あるものであった。クレイグはまた、企業内法曹の不利な点として、企業内法曹の給料は、一般の法曹がパートナーになった場合の最高レベルの給料に及ばないことを付け加えた。しかしながら、パートナーの高給は、仕事上のストレス、リスク、そして重労働に見合ったものであり、報酬のためにはそのような状況にも耐えなくてはならないのであろうと、彼は思っている。

クレイグの見方によれば、一般の企業内法曹の長い目で見た場合の不利な点は、法曹としての「活力」が失われてしまう可能性があるということである。もしも自己満足に陥り、法曹として向上しようという目標に向けて努力しなくなれば、このようなことが起こりうると彼は考える。もつとも、彼は、ANZで働いている限りこのようなことは起こりにくいと思っている。

ANZの法務チームは六〇名の法曹で構成されており、これはメルボルンにおける中小規模の法律事務所に相当する。クレイグは社内のクライアントと同様、同僚の法曹との交流も楽しんでいる。

若い法曹に対するクレイグからのアドバイスは、自分の将来と長期的な目標をキャリアの早い段階で前向きに考えることである。職業選択において、例えば勤務地や家族・友人などは重要な要因かもしれない。

4-2 政府機関における法律アドバイザー

氏名	アンナ・ハイランド	
職業	新卒 国際法事務所	
組織	司法省、 www.ag.gov.au	
大学	メルボルン大学卒業、文学士号および法学士号、二〇〇五年	
法曹資格	まだ取得していないが、来年にACT準州またはNSW州において資格を取得する可能性がある（その前にリーガル・ワークシヨップ・プログラムを完了する必要がある）。資格取得するかどうか、資格取得の時期についてはまだ決まっていない。	
年齢	二五	
キャリアを積む上で重点を置いていること	自分のために色々試してみること。商事法曹になる気はない。	

「自分が居心地のよい場所から出ていくことはよいことである」

アンナ・ハイランド、インタビュ―実施日：二〇〇六年五月二九日

アンナは現在キャンベラにある司法省において新卒者向けのプログラムに参加している。司法省は、「オーストラリアの法と正義に関するシステムの維持と向上」について連邦政府をサポートするという司法長官の職務に関して、政策決定と調整を行う中心的部門である。⁴⁵⁾

アンナは、二〇〇〇年に、メルボルン大学の文学部および法学部⁽⁴⁶⁾で勉強を始め、二〇〇五年一月に卒業した。文学部では日本学を専攻していた。

高校および大学時代、アンナは自分が法曹になりたいのかどうかよく分からなかった。高校では、人文科学や社会正義に興味を持っていた。彼女は人生にとって有意義なことをしたいと思っていた。これらの興味と、高校のキャリア選択担当職員からのアドバイスを考慮した上で、彼女は法律を勉強することに決めた。

しかしながら、法学部での二、三年次の生活に幻滅したアンナは、二〇〇四年に一年間休学し、急流いかだ下りのガイドとして六ヶ月間日本で働いた。また彼女はこの期間、自分の将来について考えていた。

アンナは、日本から帰国した後、ダーウィンにあるノース・オーストラリア・アボリジニ法律扶助サービス（NALAS）で二週間のインターンシップを行った。NALASは刑事事件を多く扱っている。アンナは、インターンシップの最中、自分の持つ法律の知識を実務で使う機会を得、そのことにより自分が法学部での勉強を通じて役立つ技術と知識を得ていたことに気が付いた。彼女は法学部での勉強を続けることにした。

この頃よりアンナは、興味ある仕事をしている人々から話を聞いて、自分のキャリアについて模索し始めた。彼女は、以前法学士号を取得し現在仕事をしている三〇代の女性数人と話をした。彼女達は、刑事専門法律事務所、アボリジニ法律扶助サービス、政府機関、商取引を扱う法律事務所など様々な分野で働いている女性だった。

女性達の話聞き、彼女は商事法曹にはなりたくないことを確信した。その理由としては、（一）長時間働かなくてはならないこと、（二）多くの専門分野を持たなくてはならないこと、（三）商事の問題にはあまり興味がないこと、（四）若手の法曹では、責任ある仕事をもらえないこと、などが挙げられる。アンナはアーティクル生に応募する代わりに、政府機関で働くことを考え始めた。

司法省における新卒者向けのプログラムに参加することが認められたので、アンナは、二〇〇六年の初めにキャンベラに移った。新卒者としてアンナは、四ヶ月ごとのローテーションで三種類の職場を経験することになった。アンナにインタビューをした時、彼女はちょうど最初の配属先である国際法事務所（OIL）でのローテーションを終えたところであった。

OILには安全保障、人権、貿易、諮問⁽⁴⁷⁾（安全保障・人権・貿易以外の全てに関する）の四つのセクションがある。アンナは諮問セクションで働いていた。その際、アンナは、一般的なりサーチ業務から、他の政府機関からOILに寄せられた国際法や条約の実施に関する質問への対応に至るまで様々な業務に携わった。また、条約を実施する国際委員会に出席するために海外へ向かう直前のオーストラリア政府代表者に対して説明を行うという業務にも携わった。

現在の新卒者向けのポジションではアンナは法曹資格を取得できない。しかし、キャンベラにあるオーストラリア国立大学で六ヶ月のPLTコースを修了することも可能である。このコースを修了すれば、ニューサウスウェールズ州もしくはオーストラリア首都特別地域における法曹資格を取得できる。この選択肢を選ぶかどうかアンナはまだ決めていない。

司法省での彼女の役割には多くの利点があるとアンナは感じている。仕事は興味深く最先端で、また仕事の時間はフレキシブルであり、職場では皆それぞれ異なる経歴を持ち、仕事が出来ると素晴らしい人々に囲まれている。彼女にとっては、サポート体制の整った職場環境も有り難かったし、仕事のために方々の都市を移動しなくてはならないというわずらわしさもなかった。

アンナが現在の職を得るにあたって最も不便だと思ったことの一つは、キャンベラに移り住まなければならない

ことだった。メルボルンにいる友人や家族が恋しかったし、メルボルンへ帰省するたびに彼らとの関係を維持することの難しさを感じたからである。それでもアンナはキャンベラへ移ったことについて肯定的であるし、それをチャレンジだと捉えてもいる。

法学部生に対するアンナのアドバイスは、自分のしている勉強を大切に、ということである。仕事を始めて以来、法学部で学んだ簡潔かつ慎重な文章技術が大いに役立った。また、しばらく忘れていた色々な分野の法律を再び目にするようになったのである！

4-3 人権法曹

氏名	フィル・リンチ
職業	ディレクターおよび主任事務法曹
組織	人権情報センター、 www.pilich.org.au
大学	メルボルン大学卒業、法学士号、一九九九年
法曹資格	資格取得済み、二〇〇一年四月（ヴィクトリア州最高裁）
年齢	三〇
キャリアを積む上で重点を置いていること	自分のために色々試してみること。自分は商事法曹にはなりたくないとずっと思っていた。しかし、一般の法曹としての経験はいい訓練となった。

「コミュニティ・セクターで働く前に、商取引を扱う法律事務所でも働くことはよい経験である」

フィル・リンチ、インタビュアー実施日：二〇〇六年五月二九日

フィルは、公益法情報センター（PILCH）の一部門として二〇〇五年に創設された人権情報センターで、ディレクターおよび主任事務法曹を務めている。現在のポジションに就く前には、PILCHが運営しているホームレスの人々のための法律クリニック（HPLC）でコーディネーターを務めていた。

フィルはメルボルン大学の文学部および法学部において一九九五年に勉強を始めた。高校生の時、フィルは法曹になることよりも、野外教育⁴⁶に傾けていた。しかし彼は、文学・ディベート・政治・歴史に対する自分の興味を満たすために法律を勉強することに決めた。法律を勉強すれば、自分が興味を持っているこれらの分野に触れることができるし、また野外教育コースとは異なり、職業選択の幅が広がると思った。

野外教育に対する彼の情熱は、法律を学んでいる間も衰えることはなかった。法学部の生活を一年間終えた後、一九九六年にフィルは休学し、一二ヶ月の間キャンペラでアウトワード・バウンズのインストラクターになった。この経験に基づいて、救急医療士または野外教育者のどちらかになりたいと思った。そしてこのキャリアを追求するために、一刻も早く大学での勉強を終えようと考えた。一九九七年に大学へ戻った時、文学部をやめる決意をした。そうすれば二つの学部⁴⁷に在籍するよりも一年早く法律の勉強を終えることができるからである。

法学部でのその後の三年間で、法律が自分に向いていることがわかり、フィルは法律への興味が次第に湧いてきた。三回生の時、彼は商取引を扱う法律事務所および原告ローファーム（提訴側案件を専門に扱うローファーム）の二ヶ所において夏期／冬期研修を行った。原告ローファームでの仕事に魅力を感じていたが、規模・キャパシテ

イ・情報・指導体制・訓練体制などの条件を考慮して、結局商取引を扱う法律事務所で彼のキャリアをスタートさせることに決めた。

四回生の時、フィルは、モントリオールにあるマギル大学での六ヶ月のエクステンジに参加するためカナダへ渡った。マギル大学で学んだ科目に影響され、人権に興味を持った。オーストラリア帰国後、彼はノース・メルボルン・コミュニティ・リーグ・サービズでボランティアを始め、アムネスティ・インターナショナル・リーグ・グループの委員会メンバーとなった。

フィルは、アーティクルでは商事案件に携わり、二〇〇〇年に修了した。アーティクル生の間、彼は大変良い経験をさせてもらった。二つの大きな商事案件を扱ったのであるが、一つは企業破産であり、もう一つは国際仲裁案件であった。彼はまた、奉仕活動にも興味を持ち始めた。当時、彼が働いていた法律事務所には奉仕活動に関する適切なプログラムがなかったため、自分自身で準備をすることにした。奉仕活動に対する興味とイニシアティブのおかげで、フィルは、事務所の奉仕活動委員会でアーティクル生を代表して実務修習を行うことになった。

二〇〇一年四月、フィルは、ヴィクトリア州の最高裁から法曹資格を認められた。その年の半ば、フィルは三ヶ月の間PILCHに出向することになった。彼の出向中に、PILCHは大変有名な国際法案件（タンパ事件）に携わり、HPLCを設立するための資金を得た。フィルは、週三日、HPLCに勤務することになった。

フィルが所属していたアレックス法律事務所は、彼がPILCHに参加することに協力的であった。事務所は、週の営業日のうちの残りの二日間だけ事務所働くことを許容した。翌年、彼は、週の営業日の三日をPILCHで働き、残りの二日は法律事務所働いた。二〇〇二年一月、資金集めのための陳情活動の後、PILCHは、フィルをコーディネーターとしてHPLCに迎え入れる資金を得ることができた。この時点でフィルはアレックス法律

事務所での仕事を辞め、PILCHへ移り、二〇〇五年一月までコーディネーターとして働いた。

二〇〇五年一二月、フィルは人権情報センターの初代ディレクターおよび主任事務法曹になった。フィルと、リバティ・ヴィクトリアの前所長であるクリス・マックススウェルが⁴⁹人権専門のリーガル・クリニックのアイデアを思いつき、人権情報センターの設立準備が二〇〇三年頃に開始された。フィル、クリス・マックススウェル、リバティ・ヴィクトリアそしてPILCHによる二年に渡る努力の末に、人権情報センターは現実のものとなった。

人権情報センターは、人権問題を扱っている既存エージェンシーを支援し、助言することを目的としている。その他、法律事務、訴訟業務、地域社会における専門的法教育なども行っている。なお、このセンターは、訪れた人の相談に対応するという業務を行うものではない。

フィルは、人権情報センターにおける自分の役割は、大変有益なものであると思っている。例えば、革新的で最先端の国内人権体制を作り上げていくことが可能になると考えている。現在のポジションにいることにより、幅広い活動ができるし、奉仕活動を行う法曹達と仕事ができることにも感謝している。

商事法曹というポジションに比べ、現在の職には、自分の意思に基づいて行動できるなどいくつかの利点がある。また仕事とプライベートのバランスがとりやすくなる可能性もある。法律事務所にいた時と同程度の重労働をしているにもかかわらず、センターでの仕事は、プライベートと仕事のスケジュール管理がしやすいため、より柔軟に対応できる。まだ小さい子どもの父親として、フィルにとってこれはとても重要なことである。フィルによると、現在の職に関して不満はほとんどないが、コミュニティ・セクターにおける人的、物的および経済的資源の不足が問題になっていることを指摘している。このことが、優秀な人材をコミュニティ・セクターに集め、とどまらせることを困難にしている。彼はまた、コミュニティ・セクターの給料は、プライベート・セクターほど良くないこと

を付け加えている。

フィルは、法学部生に対するアドバイスとして、コミュニティ・セクターで働く前に、商取引を扱う法律事務所
で働くことはよい経験になる、と述べている。法律事務所
で働くことにより、ハイスタンダードな専門技術や期待
指導教育体制の中に身を置くことができる。商取引を扱う法律事務所
で働くこととコミュニティ・セクターで働く
ことは相互に相容れないものではなく、PILCHおよびHPLCに様々な資源を提供してくれるという点にお
いてプライベート・セクターは重要であると指摘している。

4-4 法律事務所における人材コーディネーター

氏名	ピーター・バーバー
職業	人材開発コンサルタント
組織	ブレーク・ドーン・ウォードロン (BDW) www.bdw.com
大学	アデレード大学卒業、文学士号および法学士号、一九九五年
法曹資格	法学士号取得、一九九五年
年齢	三五
キャリアを積む上で重点を置いていること	人との交流、指導者の役割、家族および最終目標、与えられた機会を最大限利用すること。

「自分のキャリアについて計画を立てること」

ピーター・バーバー、インタビュー実施日：二〇〇六年五月二九日

ピーターは、オーストラリアで指折りの商取引を扱う法律事務所であるブレイク・ドーション・ウォードロン法律事務所（BDW）の新卒人材リクルート・マネージャーである。

ピーターは、南オーストラリア州にあるフリンドラス大学の文学部生（アジア研究専攻）として最初の一年間優秀な成績を修めた後、一九九〇年にアデレード大学の法学部に転学した。当時、彼の通っていた大学の講師の一人が彼に法律を学ぶことを考えてみるべきだと提案したのである。ピーターは文学や執筆が好きだったがし、著名な作家の多くが法学部卒業生だということに気付いていた。

ピーターは、アジア研究の勉強が好きであったが、法学部での最初の一年の勉強は好きではなかった。法学部一回生の終わりに、彼は大学で将来の妻となる女性に出会い、恋をした。法律の勉強に幻滅したピーターは、一九九二年に彼の妻と共に一二ヶ月間フランスへ移り住んだ。再び大学へ戻った時、彼は日本語と政治経済学を学び、文学士号を取得した。一九九五年には法学士号を取得した。

ピーターは特別優秀な法学部生ではなかった、成績は平均点程度だったと述べている。それでも彼は法学部での最後の一年の間に、刑事事案を主に扱っている郊外の個人開業法律事務所での仕事を見つけた。彼の隣人が刑事法曹であり、その職を見つける手助けをしてくれたのである。

ピーターは法曹になりたいとは思わなかったが、法学部での勉強を終えた後、法実務に関する新卒者向け法曹資格取得コースを履修することに決めた。修了すれば、南オーストラリア州で法曹資格を取得できた。コースの一部

として、法律事務所における六週間の研修があった。当時ピーターが働いていた事務所の刑事法曹の助言に従い、彼は、この研修を総合法律事務所で行うことに決めた。最終的には、フィンレイソンズと呼ばれる、商取引を扱う大手の法律事務所に行くことになった。

自分自身でも驚いたことに、ピーターはフィンレイソンズでの仕事が好きだった。フィンレイソンズで彼の上司であったパートナー法曹もピーターのことを気に入り、六週間の研修を終えた時に、法曹仲間の名前のリストをピーターにくれた。そのリストの中の一人が、ピーターに法曹としての職を紹介してくれた。彼はそこで六ヶ月間働き、その後南オーストラリア州最大手の法律事務所である、ミンター・エリソン（ミンタース）の保険訴訟担当チームでの職を得た。

ミンタース法律事務所の人々は皆いい人だったし、社風は気に入っていたけれども、この仕事は好きではなかった。それでもピーターは、一九九九年の終わりに事務所を去るまで、およそ二年半の間、ミンタースで働いた。その後彼は妻と共にパリに行き、一年暮らした。その間、妻は博士号を取得した。この間に彼は、ビジネスマンのための英語教師としてパートタイムで働き、残りの時間は（わずかではあるが成功をおさめた）執筆にあてた。パリ生活の終わり頃に、ピーターの妻はメルボルン大学とニューカッスル大学から仕事のオファーをもらい、二〇〇〇年にメルボルンへ移り住むことにした。

メルボルンへ移った後、ピーターは人材斡旋会社へ職を探しに行った。彼は、リクルーターとして、TNPと呼ばれる大手の法律人材斡旋事務所働き始めた。ピーターは営業が好きではなかったし、この仕事は歩合制だった。二〇〇一年、ピーターはTNPの顧客の一つであった小規模の法律事務所で商事法曹として働くことにした。そこには一年半留まった。彼は、始めた当初は仕事を楽しんでしたが、半年も経つと、興味が失われてしまった。彼

は二〇〇三年の終わりに解雇された。

仕事が必要であったため、ピーターは、B D WでH Rマネージャーであった知り合いに連絡をとった。偶然にも、その時B D Wは夏期／冬期研修生の募集をしており、助力を必要としていた。短期の仕事ではあったが、ピーターはB D Wにおいて働き始めた。仕事は楽しかった。その後彼は、B D WのH Rチームに新卒リクルーターとして加わることになった。

ピーターは、B D Wでの仕事に大変満足している。彼は人と接することが好きなので、この仕事は自分の性格に向いていると感じている。その一方、自分は優秀な法曹にはなれないだろうとも思っている。優秀な法曹になるためには、セルフコントロールが必要なのに、彼にはそれが欠けているからである。

現在の職には多くの利点があるとピーターは思っている。仕事仲間が好きであるし、自主性が尊重されている。また、B D Wには優秀な法曹がいて、彼らと仕事ができることにも満足している。今まで、大規模な法律事務所で見目目働くことはないだろうと思っていたので、現在自分が仕事をこれほど楽しんでることに驚いている。しかし、わずかではあるが、今の職にも不満があることを認めている。それは、彼が仕事に意欲的で、自己責任においてきちんと仕事をこなしているにもかかわらず、給料が法曹ほどよくないことである。もし今でも法曹を続けていたら、より責任ある仕事ができただかもしれない。

ピーターの経歴は無計画で、彼の人に接する技術と幸運に多分に依存しているようにも見えるかもしれないが、ピーターは法学部卒業生に、自分のキャリアについて計画を立てるようアドバイスしている。自分が何に興味をもっているかについて考え、それを仕事に生かすよう彼は提案している。

五 将来と改革

5 ヴィクトリア州における法曹養成教育と法曹資格認定の将来

ヴィクトリア州における法曹養成教育における二つの大きな変化が、法学部卒業生とりわけメルボルン大学法学部卒業生の将来の職業にインパクトをもたらす可能性がある。その一つは、メルボルン大学モデルとして知られている改革の一部で、新たな大学院レベルの法曹養成教育を行うこと。もう一つは、アーティクル制度に取って代わる新しい司法修習制度の創設である。

5-1 メルボルン大学モデル

メルボルン大学は、二〇〇八年に大学院コースに重点化した、全学的な新しい大学モデルを創設する。その改革の中の一つとして、従来の四年制の法学部を廃止し、大学院に特化したJD（法務博士）コースを設けて法曹養成教育を行うことが構想されている。今後は、メルボルン大学で法律を勉強しようと思う学生は、他学部で学士号を取得した後に法科大学院（JDコース）に進学し、原則三年間の課程を経てJDを取得することになる。法科大学院修了生が法曹資格を取得するためにはさらにトレイニーシップ、PLT等の制度で実務修習を受けなければならぬ。四年間の学部での法学教育と実務修習で法曹資格が得られるのに、あえてメルボルン大学が大学院レベルに特化したJDコースを設けるのは、同校がコモン・ロー圏、とりわけシンガポールや香港の学生を集めてグローバル展開することを目指しているという事情もある。この改革によって、メルボルン大学法科大学院はヴィクトリア州よりもむしろグローバルな法曹養成需要に 대응していくことになる。⁽⁵⁰⁾

メルボルン大学の法科大学院プログラムはまだ完成しておらず、また改革が複雑であることもあり、二〇〇八年は大変困難な一年間になることが予想される。もともと、日本の法科大学院改革の場合と異なり、メルボルン大学モデルが全オーストラリアで実施されるわけではないということは、一つの大きなポイントである。メルボルン大学モデルを分析・考察することは本稿の目的ではないが、この改革は、卒業生の将来の職業に大きな影響を与える可能性もあるので、簡単に紹介しておきたい。なお、メルボルン大学モデルは、大規模法律事務所には歓迎されている。というのも、大規模法律事務所は、法科大学院のJD課程で法律を勉強する学生であれば、法曹になる明確な目的をもっていると考えているからである。また、それだけ集中的に法律を勉強し、高い授業料を払って法曹になるのであれば、現在の学生よりも法曹としてのキャリアを離れにくいのではないかと考えられるからである。

5-2 新しい司法修習制度

ヴィクトリア州におけるアーティクル制度に対する批判を受けて、同州の司法修習制度改革が法務長官ロブ・ハルスによって宣言された。⁽⁵²⁾この改革は二〇〇八年七月頃に実施予定である。⁽⁵³⁾新しい司法修習制度は、スーパーキャンベル教授を座長とする改革委員会による、ヴィクトリア州の既存の法曹養成教育を再検討する二〇〇六年の報告に基づいている。既存のアーティクル制度と同様に、新しい司法修習制度もまた認定大学の卒業生が一年間実務家の指導のもとに実務に就くことを必要とする。しかしながら、新しい司法修習制度は、卒業生は関連立法のもとに「就業可能な法曹の能力基準」を満たす実務教育、換言すればPLTを受ける必要があるという点で、アーティクル制度とは異なっている。この能力基準は法曹資格認定諮問委員会および全豪専門法曹教育委員会によって検討されている。⁽⁵⁴⁾法曹資格認定に関する同様な制度はすでにクイーンズランド州に存在しており、「トレイニーシップ」

制度と呼ばれている。この改革は、大規模法律事務所の既存の組織内実務訓練プログラムにはそれほどインパクトを与えることはなさそうである。だが、新しい制度のもとでは、卒業生を受け入れる小規模法律事務所やその他の組織に対しては、自前で実務訓練プログラムを実施するか、または、例えばPLTプロバイダーを利用するなど、卒業生のために外部で実務訓練を行うために支出を行うか、といったことが求められることになる。

実務訓練は、内容的には、大規模法律事務所やPLTプロバイダーで実施されている既存の訓練プログラムに類似している。それは、民事訴訟実務や商事・企業実務、財産法実務、法曹スキルなどの実務マネジメント訓練と、法曹倫理ないし職業責任といった内容上重要な法領域を含むものである。既存のPLTコースは、たとえそれが新たなトレイニーシップ制度の一二月の訓練に適合するように実務訓練内容を増やさなければならぬとしても、法曹資格認定要件を満たし続けることができるため、特に影響を受けることはない。改革委員会は、新しいトレイニーシップの実務的構成要素は、開業法律事務所や官公庁、自治体法務センターもしくは企業で実施されることを推奨している。

六 結語

6 計画を立てよう、その一方でいろんなことを試してみよう

結論として、上記の個人的ストーリーから多くの示唆が得られたと思う。そのような示唆には、以下のことが含まれる。

- ①自分のキャリアに関する目標を柔軟に考えること。自分のキャリアに関して、一つのプランの他に、別のプランをも持つべきである。

②現時点で家族を持つことや仕事以外のプライベートな生活に興味がなくても、数年後にその考えは変わっていき、るかもしれない。

③通常の開業法律事務所では法曹になる以外にも、法学の学位（法学士号、法務博士号）を利用する方法はたくさんある。自分が得意なことは何かをじっくり考えてみよう。

ヴィクトリア州以外のオーストラリアの州・準州における資格取得要件の概要（二〇〇六年六月の時点における）

ニューサウスウェールズ州・アーティクル制度なし。P L Tは一五週間のフルタイムでの教育と、七五日間の職業体験で構成されている。⁽⁵⁵⁾

南オーストラリア州・アーティクル制度なし。P L Tは法学部における授業の中で履修しておくか、または、法実務に関するグラジュエイト・ディプロマ（G D L P）を修了する方法による。⁽⁵⁶⁾

タスマニア州・二年間のアーティクル。P L T制度なし。⁽⁵⁷⁾

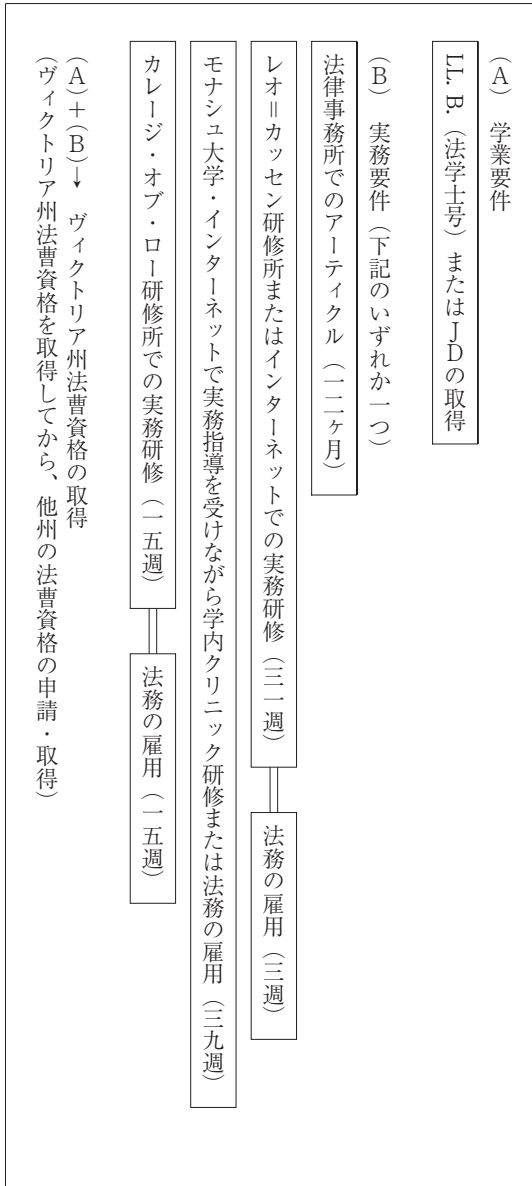
西オーストラリア州・修習生（articled clerks）は、一二ヶ月間のアーティクルに加え、アーティクル・トレーニング・プログラムを完了しなくてはならない。⁽⁵⁸⁾

クイーンズランド州・アーティクルまたはP L Tコースの履修。⁽⁵⁹⁾

北部準州・一二ヶ月間のアーティクルまたはP L Tコースの履修。⁽⁶⁰⁾

オーストラリア首都特別地域・アーティクル制度なし。要P L T。⁽⁶¹⁾

ヴィクトリア州における資格取得要件の概要⁶²⁾



英語の引用文献

Livingston Armytage & Sumitra Vignaendra, *Career intentions of Australian law students 1995*, Sydney: Centre for Legal Education, 1996.

- Michael Brogan and David Spencer, *Surviving law school*, Melbourne: Oxford University Press, 2004.
- Ruth Campbell, *A history of the Melbourne Law School, 1857 to 1973*, Parkville, Vic.: Faculty of Law, University of Melbourne, 1977.
- Matthew Coghlan, “Young lawyers rebel against billable hours”, *The Australian Financial Review*, Friday, 4 August 2006, 1 and 57.
- Hilary Denk, “Beyond the law—a litigator’s path to a non-legal career” 10 (1996) *CBA Rec.* 36
- Matthew Drummond, “Clerks to go in Vic legal shape-up”, *The Australian Financial Review*, 29 September 2006, 9.
- Angela Edwards, Results from 2007 Survey of the Career Plans of Final Year LLB Students (conducted by the Melbourne Law School Careers Consultant), copy on file with author.
- Angela Edwards, Results from 2006 Survey of the Career Plans of Final Year LLB Students (conducted by the Melbourne Law School Careers Consultant), copy on file with author.
- John Goldring, Charles Sampford, Ralph Simmonds, *New foundations in legal education*, Avalon, N.S.W.: Cavendish Publishing (Australia), 1998.
- Maria Karras & Christopher Roper, *The career destinations of Australian law graduates: first report of a five year study*, Newcastle, N.S.W.: University of Newcastle, 2000.
- Nathan Laird, “Young lawyers wither at big end of town”, *The Australian Financial Review*, Friday, 4 August 2006, 58.
- Law Institute of Victoria, *Articles FAQ: The new traineeship system*, <http://careers.liv.asn.au/content.asp?contentid=79> (アクセス日二〇〇七年四月一六日)。

Legal education in Australia: Discussion Papers. Law Council of Australia, National Conference, Sydney, August 15-20, 1976. North Sydney, N.S.W.: Law Foundation of N. S. W., 1976.

Legal education in N.S.W.: report of Committee of Inquiry, December 1979. Sydney: Govt. Pr., 1979.

Jacky Lewis, "Profession: post-qualification" *The Law Society Gazette*, 20 November 2000.

Marion T.D. Lewis, *The law school rules: 115 survival strategies to make the challenges of law school seem like small stuff*.

New York: Harmony Books, c1999.

Josh Massoud, "Is this the end for Articled Clerks?" *Lawyers Weekly*, 1 December 2003, <http://www.lawyersweekly.com.au/articles/aa/0c01c0aa.asp> (accessed 22 January 2007).

John W. Nelson, *New directions for practical legal training in the nineties*. St.Leonards, N.S.W.: Centre for Publication and Information, College of Law, c1988.

Kenneth Nguyen and Alexandra Roginski, "Law & (the new) order", *The Age*, Monday, 16 April 2007, 4 of the Education Section.

Christopher Roper, *Career intentions of Australian law students*. Canberra: Australian Govt. Pub. Service, 1995.

Hugh Selby, "How practical is PLT?" *Lawyers Weekly*, 9 March 2007, 26-7.

Lucinda Schmidt, "Gloom at the bar: lawyers feel trapped and depressed", *The Weekend Australian Financial Review*, 9-12 June 2006, 45.

Sara Shik, "Oh, the places your juris doctor will go" 74 (2005) *J. Kan B.A.* 9.

Jason Silverii, "The finished article?" 2004 (78 (3) *Law Institute Journal* 18-23.

Sumitra Vignaendra, *Australian law graduates' career destinations*, Canberra: Dept. of Employment, Education, Training Youth Affairs, 1998.

University Planning Office, *Graduate Destination Survey 2005: Life after graduation for the graduates of 2004 of the University of Melbourne: A snapshot at 30 April 2005*, 2006, http://www.upo.unimelb.edu.au/internal/ECycle/WV_ECUM_GDS2006_%20prelimreport_%20final.pdf (accessed 16 April 2007).

日本語の引用文献

岩田 太「オーストラリアにおける法学教育概略」。この論文は、二〇〇五年二月二二日、メルボルン大学で行ったシンポジウム「Build It and They Will Come: The First Anniversary of Law Schools in Japan」の資料として作成されたものである。

K. Shibayama and S. Steele 「21世紀のメルボルン大学における日本法教育」所収二弁フロンティア二〇〇四年一月号・一一月号。

ヴィクトリア州最高裁判所規則

Legal Practice (Admission) Rules 1999, S.R. No. 144/1999, as most recently amended by the *Legal Practice (Admission) Amendment Rules 2005*, available at:

[http://www.dms.dpc.vic.gov.au/Domino/Web_Notes/LDMS/PublLawToday.nsf/b12e276826f7c27fca256de50022686b/DF0E689A5FA4C702CA2570D1007FD505/\\$FILE/99-144sr003.doc](http://www.dms.dpc.vic.gov.au/Domino/Web_Notes/LDMS/PublLawToday.nsf/b12e276826f7c27fca256de50022686b/DF0E689A5FA4C702CA2570D1007FD505/$FILE/99-144sr003.doc).

- (1) 二〇〇六年一二月に大阪を訪問した際に尽力いただき、大阪大学で発表の機会を与えてくださった大阪大学大学院法学研究科の福井康太准教授に感謝する。この機会のおかげで、本稿を完成させることができた。
- (2) メルボルン大学法学部・アジア法センター、アソシエイトディレクター（日本法担当）、s.steele@unimelb.edu.au。同時に、ステイールは、ブレイク・ドーンソン・ウォードロン法律事務所のアソシエイトであり、二〇〇七年秋からは信用格付け、金融情報分析を行う金融情報プロバイダーのスタンダード&ブアーズのアソシエイト・ジェネラル・カウンシル（企業内法曹）として移籍する予定である。この論文を執筆するに当たって、何人もの方にご協力いただいた。インタビューおよび調査研究にご協力いただいた、メルボルン大学法学部・アジア法センター前リサーチアソシエイトで、現在はヴィクトリア州最高裁でリサーチアソシエイトとして勤務しているキミ・ニシムラに感謝する。また、日本語訳にご協力いただいた、メルボルン大学大学院法学研究科法学修士（二〇〇二年）の中島磨希と福井康太准教授にも感謝する。
- (3) 日本では、「弁護士」という専門用語に特別な意味があるので、本稿では「法曹」(Solitor) という用語を使い、その意味を「オーストラリアのある州ないし準州で法曹資格を取得した人」としておく。また、Barrister（法廷弁護士）と訳する）については、本稿では、あまり触れない。ヴィクトリア州の法廷弁護士の資格取得要件は次のホームページに挙げられている。Victorian Bar Council, <http://www.vicbar.com.au/e3-3.asp>（アクセス日二〇〇七年一月二二日）。
- (4) オーストラリアの法学教育（学生の数、法学部の数、学費など）については、つぎのより具体的な文献を参考にせよ。岩田太「オーストラリアにおける法学教育概略」。この論文は、二〇〇五年二月二日、メルボルン大学で行われたシンポジウム“Build It and They Will Come: The First Anniversary of Law Schools in Japan”の資料として作成されたものである。
- (5) オーストラリアでは、二〇〇〇年から法学部と法科大学院の両方があるが、ほとんどの学生が法学部で学ぶ。5-1も参考にせよ。
- (6) 本稿の末尾で、オーストラリアのその他の州・準州における資格取得の要件について簡単に紹介している。
- (7) *Legal Practice (Admission) Rules 1999 for solicitors (ie not barristers)*。
- (8) この他にも細かな要件が設けられている。例えば、二つの「人物に関する宣誓書」の提出が求められる。*Legal*

- Practice (Admission) Rules 1999, Rule 4.03 (b) (iv)* が参考になる。
- (9) 最近の新聞記事によると、二〇〇八年にはヴィクトリア州においてアーティクル制度が廃止されることである。しかし、その廃止後も法曹資格取得希望者は、職業体験と必須訓練とを組み合わせた「トレイニーシップ」を修了しなくてはならぬ。Matthew Drummond, 'Clerks to go in Vic legal shape-up', *The Australian Financial Review*, 29 September 2006, 9を参照のこと。この文献によれば、「トレイニーシップ」枠を確保できなかった法曹資格取得希望者でも、PLTコースを修了すれば、「資格取得が可能」とのことである。
- (10) *Legal Practice (Admission) Rules 1999, Rule 2.01*.
- (11) Michael Brogan & David Spencer, *Surviving Law School*, p 30.
- (12) 英語の原語は Professional conduct (including basic trust accounting) である。
- (13) 二〇〇三年末時点、ヴィクトリア州におけるPLT枠は二〇〇名分しかなかった。Massoud, 'Is this the end for article clerks?', *Lawyers Weekly*; 以上に引く http://www.lawyersweekly.com.au/articles/aa/0e01c0aa.asp を参照のこと (最終アクセス日二〇〇六年七月五日)。
- (14) この統計および以下使用する統計情報は、ローインスティテュートジャーナルの文献から引用している。Jason Siverii, "The finished article?" (2004) 78 (3) *Law Institute Journal* 18-23 at 20.
- (15) ここに言う三つのPLTプロバイダーとは、レオ・カッセン研修所、モナシユ大学法律実務・技能・倫理課程、そしてカレッジ・オブ・ロー (<http://www.collaw.edu.au/pp/vic/index.asp>) である。
- (16) Rule 3.16 and Schedule 4, *Legal Practice (Admission) Rules 1999*.
- (17) Rule 3.16 and Schedule 4, *Legal Practice (Admission) Rules 1999*.
- (18) 以上に引く <http://www.jecoussen.vic.edu.au> を参照のこと (アクセス最終日二〇〇六年七月五日)。
- (19) カレッジ・オブ・ローのPLTプログラムにおいては、七五日間の職業体験が必要とされる。一方、レオ・カッセン司法研修所におけるPLTコースでは三週間であり、モナシユ大学法律実務・技能・倫理課程 (PDLP) を履修しているPLT修習生については、クリニカル・トレーニング (学内での指導) が保障されているが、カレッジ・オブ・ローのPLT修習生の場合は、修習先を自分で確保しなくてはならない。

- (20) Hugh Selby, "How practical is PLT?" *Lawyers Weekly*, 9 March 2007, 26-7.
- (21) 5-2を参照せよ。
- (22) <http://www.vicar.com.au/e3.asp>を参照のこと(最終アクセス日二〇〇七年六月一八日)。
- (23) 当該学生が近い将来に法実務に就くつもりでない場合にも、卒業後できるかぎり早期にその出身州管轄の法曹資格を得ることができるようにキャリアアカウンセラーが指導しているアメリカ合衆国にもこのことは当てはまるように思われる。Hilary Denk, "Beyond the law—a litigator's path to a non-legal career", 10 (1996) *CBA Rec.* 36も参考になる。
- (24) Livingstone Armitage & Sumitra Vignendra, *Career Intentions of Australian Law Students—1995*, (1995) Centre for Legal Education: Sydney, 1996, p. 5.
- (25) この調査は、メルボルン大学法学部の法律専門キャリアコンサルタントであるアンジェラ・エドワーズが行った。メルボルン大学法学部では、二〇〇六年に三〇〇名から三二〇名の卒業生を見込んでいる。調査は、*email*を生徒に送付する方法で行われた。
- (26) この調査によると、回答者の八%がアーティクルの受け入れ先もしくは他の雇用先を探し続けると答え、他の八%は、法律以外の勉強を始めるつもりであると答えた。
- (27) 本稿の第四節のケーススタディであるアンナ・ハイランドの実例を参照のこと。興味深いことに、アメリカ合衆国では、ある統計調査によれば、すぐに実務法曹にはならない法科大学院修了生は一一%だと言う。オーストラリアの法学部卒業生の場合と比べてみると、アメリカの法科大学院修了生で法曹以外のキャリアを目指す者の数がより少ないということから、法科大学院JDコースの学生の関心は、修了後に法律関係の職を得ることに絞込まれているということが窺われる。日本の法科大学院化もまた同様の影響を生じるのではなからうか。逸話であるが、私が日本の慶應義塾大学法科大学院で出会った学生は、彼女が法学部で学ぶよりも法科大学院で学ぶことを好ましいと思う一つの理由は、彼女の仲間がみな同じ目標、つまり司法試験に合格し法曹資格を得るという目標を共有していることだと述べている。Sara Shik, "Oh, the places your juns doctor will go" 74 (2005) *J. Kan B.A.* 9 at 9を参考にせよ。Jacky Lewis, "Profession: post-qualification" *The Law Society Gazette*, 20 November 2000を参考にせよ。
- (28) University Planning Office, *Graduate Destination Survey 2005: Life after graduation for the graduates of 2004 of the*

University of Melbourne: A snapshot at 30 April 2005, 2006, http://www.upo.unimelb.edu.au/internal/Ecycle/WV_ECM_GDS2006_%20prelimreport_%20final.pdf (accessed 16 April 2007). より以前の統計資料も利用可能であるがこの資料がすべての結果を利用できる最新の統計資料である。

(29) *Ibid* at 1.

(30) *Ibid*.

(31) この回答率は、上述のメルボルン大学法学部の学内統計調査の回答率とはほぼ同じである。

(32) *Ibid* at 85.

(33) *Ibid* at 89.

(34) *Ibid* at 89. この回答結果から読み取られることは、回答の多様性は、オーストラリアの多くの大学生が、法学を経営学、人文学（例えば語学）、自然科学といった他の専門との関連学位として学んでいることの反映だということである。

(35) *Ibid* at 88.

(36) Livingstone Armitage & Sumitra Vignendra, *Career Intentions of Australian Law Students—1995*, (1995) Centre for Legal Education: Sydney, 1996, p 14.

(37) 英国など他国では、法曹をまた過剰労働であることが指摘される。See Jacky Lewis, “Profession: post-qualification” *The Law Society Gazette*, 20 November 2000. ヒラリー・テントク氏が挿話風に述べるところによれば、アメリカ合衆国でも、法曹が開業法律事務所を辞める主たる理由の一つは「不合理なまでの長時間のタイムチャージを強いる心理的圧力」であると言われる。See Hilary Denk, “Beyond the law—a litigator’s path to a non-legal career” 10 (1996) *CBA Rec.* 36.

(38) 英国の事情のまじりのこの問題の参考として：see Sara Shik, “Oh, the places your juris doctor will go” 74 (2005) *J. Kan B.A.* 9.

(39) 法学部卒業生の非法律職への需要が最近の新聞記事のテーマとなっている。Kenneth Nguyen and Alexandra Roginski, “Law & (the new) order”, *The Age*, Monday, 16 April 2007, 4 of the Education Section. この記事は、大規模法

法律事務所所属のオーストラリアの最近の法学部卒業生は、一年に四七〇〇豪州ドルから六〇〇〇豪州ドルを稼いだ
いと考えていると報じている。彼らは、ロンドンやニューヨークといった海外の職場で稼ぐことを期待することができ
る。

- (40) Maria Karras & Christopher Roper, *The career destinations of Australian law graduates*, p 44-45.
- (41) Matthew Coghlan, "Young lawyers rebel against billable hours", *The Australian Financial Review*, Friday, 4 August 2006, 1 and 57.
- (42) Nathan Laird, "Young lawyers wither at big end of town", *The Australian Financial Review*, Friday, 4 August 2006, 58.
Lucinda Schmidt, "Gloom at the bar: lawyers feel trapped and depressed", *The Weekend Australian Financial Review*, 9-12 June 2006, 45.
- (43) 当時、アデレード大学では、法学部へ入学するには法学部以外の学部で少なくとも一年間勉強することが必須だった。
- (44) 例えば、*Rumpole of the Bailey*, <http://www.tvheaven.ca/rumpole.htm> (アクセス日二〇〇六年五月二九日「チームメン
トと共」); Lynn Lovdahl, *Rumpole of the Bailey*, [http://www.museum.tv/archives/etv/R/htmlR/rumpoleoeth/
rumpoleoeth.htm](http://www.museum.tv/archives/etv/R/htmlR/rumpoleoeth/rumpoleoeth.htm), The Museum of Broadcast Communications (アクセス日二〇〇六年五月二九日); *A few more pictures of
the Old Bailey*, <http://www.tvheaven.ca/rumpole3.htm> (アクセス日二〇〇六年五月二九日); *Poster of the actor who played
Rumpole*, http://www.allposters.com/-sp/Rumpole-Of-The-Bailey-Posters_i1222667_.htm (アクセス日二〇〇六年五月二
九日)などを参照のこと。
- (45) 司法省ホームページ: <http://www.ag.gov.au/agd/WWW/agdHome.nsf/Page/Departmentを参照のこと> (アクセス日
二〇〇六年六月二九日)。
- (46) メルボルン大学法学部の学生にとって、同時にもう一つ別の学部に在籍することは当たり前のことである。例えば
「文学部および商学部」など。
- (47) 英語の原語では、これらのセクションは次の通り表記される: Security, Human Rights, Trade and Advising (ie all
other work)。

- (48) これは、英語では Outdoor Education として知られる教育のことである。フィルは Outward Bound と呼ばれる組織のインストラクターであった。
- (49) マックスウェルはその後、ヴィクトリア州控訴裁判所判事に任命された。
- (50) <http://jdlaw.unimelb.edu.au>.
- (51) そうした批判には、すべての卒業生がアーティクル生の期間に同様な質の実務教育を受けることがないという問題や、ヴィクトリア州と他州の間での資格認定手続相互の一貫性のなさについての懸念が含まれている。さらに、既存の制度のもとでは、ヴィクトリア州諸大学出身の卒業生に十分なアーティクル生もしくは PLT の枠がなくなるという懸念もある。改革への動因については：see Jason Siverii, "The finished article?" 2004 (78 (3) *Law Institute Journal* 18-23, 21, and Josh Massoud, "Is this the end for Articled Clerks?" *Lawyers Weekly*, 1 December 2003, <http://www.lawyersweekly.com.au/articles/aa/0c01c0aasp> (アクセス日二〇〇七年一月二二日)。
- (52) 新制度については概観するためには、ヴィクトリア州法制度の次のホームページを見よ：Articles FAQ: *The new traineeship system*, <http://careers.liv.asn.au/content.asp?contentid=79> (アクセス日二〇〇七年四月一六日)。
- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*
- (55) <http://www.lawsociety.com.au/page.asp?partID=749> (アクセス日二〇〇六年七月五日)。
- (56) <http://www.lawsociety.asn.au/profession/registry.htm> (アクセス日二〇〇六年七月五日)。
- (57) Part 5, *Legal Profession Act 1993* (Tasmania).
- (58) <http://www.lpbwa.org.au/> (アクセス日二〇〇六年七月五日)。
- (59) Part 2, *Supreme Court (Legal Practitioner Admission) Rules 2004* (Queensland).
- (60) Sections 12, 13, *Legal Practitioners Admission Rules* (Northern Territory).
- (61) Section 6, *Supreme Court (Admission of Legal Practitioners) Rules 1998* (Australian Capital Territory).
- (62) この表は、K. Shibayama and S. Steele, 「21世紀のメルボルン大学における日本法教育」所収二井フロンティア二〇〇四年一〇月号および一一月号に用いた表をベースにして作成した。